

川辺町オリジナルキャラクターマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川辺町が定めたオリジナルキャラクターマーク（以下「キャラクター」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請書)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクターマーク使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、販売・営利を目的とせず、且つ次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 町が使用するとき
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき
- (3) その他町長が適当と認めたとき

2 町長は、前項の許可をするときは、キャラクターマーク使用(変更)許可書(様式第2号)を交付するものとする。

3 第1項第1号及び第3号によりキャラクターを使用した者は、速やかにキャラクターマーク使用報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(使用許可の範囲)

第3条 町長は、前条第1項により使用許可の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) 川辺町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるとき
- (2) 法令、公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき
- (3) その他町長が不適當と認めたとき

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用し、町長の指示する使用条件に従うこと
- (2) 川辺町が作成したデザインに定められた色、形に準じること
- (3) イメージを損なう展開をしないこと
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもってかえることができるものとする。

(許可内容の変更)

第5条 キャラクターの使用許可を受けた者が、使用許可書の許可内容について変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用許可内容変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の取り消し)

第6条 町長は、キャラクターがこの規程に違反して使用されたときは、当該許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

(販売等の条件)

第7条 販売・営利を目的とする場合は、次の各項に掲げる事項を条件とする。

- (1) 販売等については、申請者が責任を持って行うこと
- (2) 販売等において申請者及び第三者に与えた損害等は、申請書の責任と費用を持ってこれを解決すること
- (3) 川辺町において不相当と判断した場合、許可を取り消すことがある。この場合、申請者は川辺町にその損失の補償を請求することができない。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用の取り扱いについて必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 2 月 25 日から施行する。